

第4次かわさきノーマライゼーションプラン（案）の策定について

1. かわさきノーマライゼーションプランについて

本市においては、障害者計画と障害福祉計画をノーマライゼーションプランとして一体的に策定することにより、障害保健福祉分野のみならず、障害者関連の施策全体の推進を図り、サービスの提供体制や基盤の整備に取り組んでいる。

（1）川崎市障害者計画

- ・障害者基本法に基づき、**障害者に関する施策の方向性についての基本的な計画**
- ・国計画を基本に都道府県計画を、都道府県計画を基本に市町村計画を策定する位置づけ。
＊計画期間に関する国規定はない。

第1次計画期間：平成9年度から平成22年度

第2次計画期間：平成16年度から平成22年度

第3次計画期間：平成21年度から平成26年度（現行計画）

＊平成25年度に障害者総合支援法の改正や障害者差別解消法の施行等の内容をとらえた改定が望ましく1年間の期間延長を行った。

（2）川崎市障害福祉計画

- ・障害者総合支援法に基づき、**障害福祉サービス等に係る数値目標・サービス見込量を定めた計画**

＊計画期間は3年間の国規定あり（各自治体統一）

第1期計画期間：平成19年度から平成20年度

第2期計画期間：平成21年度から平成23年度

第3期計画期間：平成24年度から平成26年度（現行計画）

2. 第4次かわさきノーマライゼーションプランの計画期間

○第3次プランの取組や「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の考え方を踏まえて、次期計画においては障害者の自立と共生及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、・障害者その他の関係者の**意見を尊重するよう努めながら策定する。**

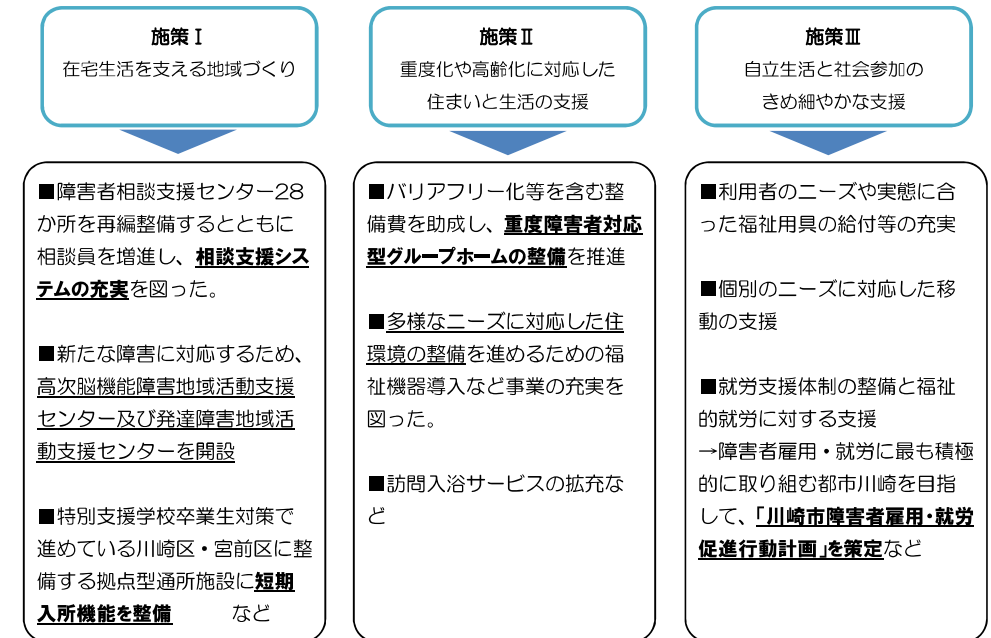
○障害者計画が、教育、雇用、保健・医療、広報、情報コミュニケーションなど、福祉分野以外も含めた障害に関する施策の基本的な方向性を定め、障害福祉計画が、そのうちの総合支援法に定める個別サービスの必要量の見込みを定める関係にあることから、**両計画の内容を連動させながら一体的に策定していくことが、市民にわかりやすく、計画策定手法として望ましい。**

→こうしたことから、**障害者計画を平成27から32年度、障害福祉計画を平成27から29年度とする。**

3. 第3次かわさきノーマライゼーションプランの取組状況

第3次かわさきノーマライゼーションプランにおいては、①障害児・者の増加とニーズの多様化、②障害者の高齢化の進展と家族の高齢化、③複雑困難な課題への対応などに取り組んだ。

特に重点的な施策として、「**新たな在宅福祉施策の充実に向けて**」取組を進めた。



4. 第4次かわさきノーマライゼーションプランの策定に向けて

（1）障害者制度改革の展望

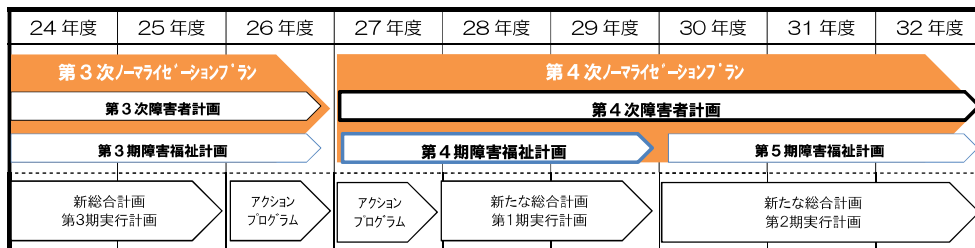
平成23年（2011年）の改正障害者基本法の施行、平成24年（2012年）の障害者虐待防止法の施行、さらには、平成25年（2013年）には障害者差別解消法が成立し平成28年（2016年）に施行が予定されるなど、国における障害者制度改革が現在も進められている。

（2）生活ニーズ調査・団体ヒアリングの結果

主な意見として、「親なき後の生活を保障できる制度を充実させてほしい」、「短期入所の定員数の増、障害特性にあわせた体制整備の充実」、「安心して地域で生活していくことができるグループホームの整備拡充」などが寄せられた。

（3）地域包括ケアシステム推進ビジョンに沿った取組の推進

高齢者をはじめ、障害者や子育て世帯などを含むすべての地域住民を対象とした、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けて連携を図る。



第4次かわさきノーマライゼーションプラン（案）の策定について

5. 基本理念 障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う、自立と共生の地域社会の実現

第3次ノーマライゼーションプランで掲げてきたテーマを継承しつつ、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念に、ノーマライゼーションとリハビリテーションの下に、障害のある人やその家族への支援をはじめとして、障害者を取り巻く地域社会への働きかけや、まちづくりの推進など幅広い施策に取り組む。

6. 現状を踏まえた課題と施策の方向性

背景

○障害者数が平成18年の障害者自立支援法施行から40%以上増加し、且つ多様化している。
○親なき後を見据えた障害者の地域生活の継続のための支援策の展開が求められている。

○加齢に伴う障害の重度化・重複化への対応が必要である。
○平成28年4月施行の障害者差別解消法への着実な対応が求められている。

課題

・障害者の増加（加齢に伴う中途障害者も増加）
・障害者の高齢化（家族も高齢化）
・支援ニーズの多様化・複雑化

・平成28年4月施行の障害者差別解消法に基づく取組の展開
・心のバリアフリーの地域社会づくりに向けた取組が必要
・相互理解を深め、地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり

・暮らしやすい生活環境の整備
・災害時対策の強化

施策の方向性

・あらゆる世代に対応したケアシステムの構築
・保健医療福祉の連携強化

・差別や権利侵害の防止 ・社会参加の機会の拡大
・地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり

・生活環境面でのバリアフリーのまちづくりの促進
・災害時要援護者への支援体制のより一層の強化

7. 3つの方針

方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～一人ひとりのライフステージと障害特性に応じた総合的な支援体制の構築を目指します～

障害児から一貫した支援を進め、超高齢社会を見据えた高齢者施策との連携を強化しながら、ライフステージに応じた総合的な支援体制を構築する。

方針Ⅱ 地域でふれあい、支え合い

～障害のある人もない人も支え合える「心のバリアフリー都市川崎」を目指します～

地域の中で、障害のある人もない人も相互理解を深めるとともに、ボランティアや企業など多様な主体の参画による地域で支え合う社会を実現に取り組む。

方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりを目指します～

障害のある人が安心・安全で生活しやすいまちづくりを推進する。

8. 具体的な施策

施策1 相談支援体制の充実と地域リハビリテーションシステムの構築

・市内3ヶ所に地域リハビリテーションセンターを整備
・市内南部地域に総合リハビリテーションセンターを整備

施策2 こどもの育ちに寄り添う支援体制の充実

・区役所と児童相談所・地域療育センター等の連携強化

施策3 地域生活支援の充実

・拠点型通所施設（短期入所併設）の整備

施策4 多様な住まいの支援

・南部地域における入所施設の整備検討・着手 ・グループホームの拡充

施策5 雇用・就労・経済的自立の促進

・「川崎市障害者雇用・就労促進行動計画」に基づく取組

施策6 保健・医療との連携強化

・医療機関との地域連携の仕組みづくり

施策7 サービス提供体制の充実

・サービスの量の確保と質の向上に向けた取組

施策8 権利を守る取組の推進

・障害者虐待防止法への着実な対応

施策9 心のバリアフリー

・障害に関する多様な普及啓発の推進

施策10 社会参加の促進

・東京オリンピック・パラリンピックを見据えた障害者スポーツの充実

施策11 多様な支え合いの構築

・ボランティアやNPO、地域の団体などによる支え合いの仕組みの検討

施策12 自殺予防対策の推進

・「川崎市自殺対策総合推進計画」に基づく取組

施策13 生活環境のバリアフリー化の推進

・福祉のまちづくりの推進

施策14 災害・緊急時対策の強化

・災害時支援体制の構築

区民説明会開催

川崎市では、高齢者や障害者などが、可能な限り住み慣れた地域で日常生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が、地域において切れ目なく一体的に提供される体制としての「地域包括ケアシステム」の構築をめざしています。

そこで、その構築に向けた基本的な考え方を示す「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」と、「かわさきいきいき長寿プラン」及び「かわさきノーマライゼーションプラン」の合同説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

【説明するプラン】

- 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン
- 第6期かわさきいきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
- 第4次かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害福祉計画）

【区民説明会の日程】（各回先着順）

	日程	開始時間	場所
川崎区	平成26年12月19日（金）	18：30	川崎市役所 第4庁舎ホール
幸 区	平成26年12月24日（水）	10：00	幸区役所 5階会議室
高津区	平成27年1月15日（木）	10：00	高津区役所 5階会議室
中原区	平成27年1月15日（木）	18：30	中原区役所 5階会議室
多摩区	平成27年1月18日（日）	10：00	多摩区役所 6階会議室
宮前区	平成27年1月19日（月）	10：00	宮前区役所 4階会議室
麻生区	平成27年1月21日（水）	10：00	麻生区役所 4階会議室

説明会の時間はおおむね2時間半程度を予定しており、地域包括ケアシステム推進ビジョン、かわさきいきいき長寿プラン、ノーマライゼーションプランの順に説明を行います。

パブリックコメントも実施しています

- ◆募集期間：平成26年12月1日（月）～平成27年1月23日（金）
- ◆閲覧場所：市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、市ホームページ
- ◆意見の提出先：下記担当課、各区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション
- ◆意見の提出方法：持参、郵送、FAX、市ホームページ
※持参の場合は平成27年1月23日（金）17時まで。その他は当日必着。
- ◆結果の公表場所：市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、市政資料コーナー、市ホームページ

担当：川崎市健康福祉局 地域包括ケア推進室（TEL200-0479）

健康福祉局 高齢者事業推進課（TEL200-2666）

健康福祉局 障害計画課（TEL200-2654）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 FAX200-3926

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン(案)について意見を募集します

川崎市では、超高齢化社会の進展を見据え、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを構築するため、その基本的な考え方を示す「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(案)を作成しました。この推進ビジョン(案)について、市民の皆様の御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成26年12月1日(月) から 平成27年1月23日(金) まで

※ 郵送の場合は、当日必着です。

※ 持参の場合は、1月23日(金)の17時00分までとします。

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階(情報プラザ)

各区役所(市政資料コーナー)

※ 川崎市ホームページ「意見募集」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください(電話による受付はお受けできませんので御了承ください。)

(1) 郵 送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

(2) F A X

FAX番号: 044-200-3926

(3) 電子メール(専用フォーム)

川崎市ホームページ「意見募集」から、専用フォームを御利用ください。

(4) 持 参

各区役所の高齢・障害課および地区健康福祉ステーションで受付いたします。

(市役所では、健康福祉局地域包括ケア推進室で受付いたします。)

※ 口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表いたします。

(御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。)

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）（案）について意見を募集します

平成27～29年度までの高齢者の総合的な計画である「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）（案）」を作成しました。

「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざし、高齢者福祉に関する事業や介護保険制度の円滑な運営を目指す取組などの目標を定めています。この計画（案）について、市民の皆様の御意見を募集いたします。また、併せて「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る職員の基準及び員数等に関する基準を定める条例（案）」の制定についても御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成26年12月1日（月） から 平成27年1月23日（金）まで

※ 郵送の場合は、当日必着です。

※ 持参の場合は、1月23日（金）の17時00分までとします。

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）

各区役所（市政資料コーナー）

※ 川崎市ホームページ「意見募集」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください（電話による受付はお受けできませんので御了承ください。）。

（1）郵 送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課

（2）FAX

FAX番号：044-200-3926

（3）電子メール（専用フォーム）

川崎市ホームページ「意見募集」から、専用フォームを御利用ください。

（4）持 参

各区役所の高齢・障害課及び地区健康福祉ステーションで受付いたします。

（市役所では、健康福祉局高齢者事業推進課で受付いたします。）

※ 口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表いたします。（御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。）

第4次かわさきノーマライゼーションプラン(案)について意見を募集します

「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」は、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定する6か年の計画です。（但し、そのうち「障害福祉計画」については、3か年の計画になります。）川崎市では、この名称を「かわさきノーマライゼーションプラン」として、「障害者のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う、自立と共生の地域社会の実現」をめざした総合的な障害者施策の計画案を作成しました。この計画（案）について、市民の皆様の御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成26年12月1日（月） から 平成27年1月23日（金）まで

※ 郵送の場合は、当日必着です。

※ 持参の場合は、1月23日（金）の17時00分までとします。

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）

各区役所（市政資料コーナー）

※ 川崎市ホームページ「意見募集」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください（電話による受付はお受けできませんので御了承ください。）。

（1）郵 送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害計画課

（2）FAX

FAX番号：044-200-3932

（3）電子メール（専用フォーム）

川崎市ホームページ「意見募集」から、専用フォームを御利用ください。

（4）持 参

各区役所の高齢・障害課及び地区健康福祉ステーションで受付いたします。

（市役所では、健康福祉局障害計画課で受付いたします。）

※ 口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表いたします。（御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。）